

訪問介護利用料金表

【基本料金】事業所加算Ⅱ適用

介護保険			昼間	早朝・夜間	備考
			8:00～18:00	6:00～8:00 18:00～22:00	
生活 援助	2	20分～45分 未満	201単位	252単位	
	3	45分以上	248単位	309単位	
身体 介護	1	20分～30分 未満	275単位	344単位	
	2	30分～60分 未満	436単位	545単位	
通院等乗降介助			109単位	136単位	

介護予防・日常生活支援総合事業			備考
訪問型独自サービス (I)	週1回程度	1,176単位	事業対象者、要支援1・2
訪問型独自サービス (II)	週2回程度	2,349単位	事業対象者、要支援1・2
訪問型独自サービス (III)	週3回程度	3,727単位	事業対象者、要支援2

【その他の加算】

種別	単位/月	備考
初回加算	200	サービス提供責任者が新規に訪問介護計画を作成し、初回のサービス提供時に訪問した場合（介護予防訪問介護も同様）。
緊急時訪問介護加算	100	利用者や家族等から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーの指示を受けて居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行なった場合。
生活機能向上連携加算 (I)	100	訪問リハビリや通所リハビリを行う理学療法士などのリハビリテーション専門職が利用者の状態を確認したうえで加算を算定する事業所にアドバイスを行う場合。
生活機能向上連携加算 (II)	200	(加算I)と同様の事業者など所属するリハビリテーション専門職が利用者の自宅へ訪問し利用者の状態を確認したうえでアドバイスを行い、計画書の作成を行なった場合。

介護職員処遇改善加算I	利用料金の 13.7%	介護職員のスキルアップと処遇改善を図るためサービス向上にむけて取り組む加算です。
介護職員等 特別処遇改善加算I	利用料金の 6.3%	介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める加算です。
介護職員等ベースアップ 等支援加算	利用料金の 2.4%	介護職員等の給与を引き上げるための加算です。

利用料金は、介護保険負担割合証に記載されている負担割合により算出されます。

(株)加賀福祉サービス ヘルパーステーションえがお

令和4年11月1日改定

居宅介護サービス 料金表

お客様負担額（料金の1割）：円 単価／回

日中のみ 8:00~18:00		(早朝・夜間は25%増し)			
家事 援助	30分未満	105	身体 介護	30分未満	255
	30分以上 45分未満	152		30分以上 1時間未満	402
	45分以上 1時間未満	196		1時間以上 1時間30分未満	584
通院介助 (身体有)	30分未満	255	通院介助 (身体無)	30分未満	105
	30分以上 1時間未満	402		30分以上 1時間未満	196

「特定事業所加算II」算定（1ヶ月分の集計値に10%が加算されます。）

【その他の加算】

お客様負担額（料金の1割）：円

種 別	単価／月	備 考
特別地域加算	利用料金の 15%	国で定められた地域でサービスを提供する場合
初回加算	200	サービス提供責任者が初回のサービス提供時に同行訪問した場合（月1回限度）
緊急時対応加算	100	利用者や家族等から要請を受けて、介護計画にないサービス提供を行なった場合（月2回限度）

福祉・介護職員 処遇改善加算 (I)	利用料金の 27.4%	介護職員のスキルアップと処遇改善を図るため サービス向上にむけて取り組む加算です
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算 (I)	利用料金の 7.0%	介護人材確保のための取り組みをより一層進め るため、経験・技能のある職員に重点化を図り ながら、介護職員の更なる処遇改善を進める加 算です
福祉・介護職員 ベースアップ加算	利用料金の 4.5%	介護職員等の給与を引き上げるための加算で す。

同行援護サービス 料 金 表

お客様負担額 (料金の1割) : 円 単価/回

日中のみ 8:00~18:00 (早朝・夜間は25%増 し)			備 考
区分1・2	30分未満	190	
	30分以上 1時間未満	300	
	1時間以上 1時間30分未満	433	
区分3	30分未満	228	
	30分以上 1時間未満	360	
	1時間以上 1時間30分未満	520	

「特定事業所加算II」算定 (1ヶ月分の集計値に10%が加算されます。)

【その他の加算】

お客様負担額 (料金の1割) : 円

種 別	単価/月	備 考
特別地域加算	利用料金の 15%	国で定められた地域でサービスを提供する場合
初回加算	200	サービス提供責任者が初回のサービス提供時に 同行訪問した場合 (月1回限度)

緊急時対応加算	100	利用者や家族等から要請を受けて、介護計画にないサービス提供を行なった場合（月2回限度）
福祉・介護職員 処遇改善加算（I）	利用料金の 27.4%	介護職員のスキルアップと処遇改善を図るためサービス向上にむけて取り組む加算です
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算（I）	利用料金の 7.0%	介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める加算です
福祉・介護職員 ベースアップ加算	利用料金の 4.5%	介護職員等の給与を引き上げるための加算です。

加賀市地域生活支援事業（移動支援）料 金 表

お客様負担額（料金の1割）：円

日中のみ 8：00～18：00（早朝・夜間は25%増し）		備 考	
身体介護を伴うもの	30分未満	249	
	30分以上 1時間未満	393	
	1時間以上 1時間30分未満	571	
身体介護を伴わないもの	30分未満	102	
	30分以上 45分未満	148	
	45分以上 1時間未満	191	

「特定事業所加算II」算定（1ヶ月分の集計値に10%が加算されます。）

【その他の加算】

お客様負担額（料金の1割）：円

種 別	単価／月	備 考
初回加算	200	サービス提供責任者が初回のサービス提供時に同行訪問した場合（月1回限度）